

令和 7 年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和 7 年 2 月 28 日（金）

令和 7 年第 2 回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和 7 年 2 月 28 日（金）午後 2 時 00 分

茅ヶ崎市役所 分庁舎 5 階 D 会議室

○ 議事日程

- 第 1 議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 2 議案第 8 号 農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく利用権の設定について
- 第 3 議案第 9 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第 4 議案第 10 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第 5 議案第 11 号 相続税の納税猶予に係る現地調査結果について
- 第 6 議案第 12 号 賃借料情報の提供について
- 第 7 議案第 13 号 地域計画の意見聴取について
- 第 8 報告第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取下げ届出の報告について
- 第 9 報告第 6 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第 10 報告第 7 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について

出席委員

1 番	石坂	豊治	君	8 番	原田	勝幸	君
2 番	齋藤	和子	君	9 番	廣瀬	正実	君
3 番	柿澤	博	君	10番	野中	清	君
4 番	大竹	孝一	君	11番	杉本	剛昭	君
5 番	小西	利章	君	12番	朝倉	直芳	君
6 番	今井	英夫	君	13番	村越	重芳	君
7 番	吉田	恵子	君	14番	小澤	昇	君
区域 1	市川	芳男	君	区域 2	生川	仁	君
区域 4	内田	信行	君	区域 5	平牧	直樹	君

事務局職員兼農業水産課職員出席者

事務局長兼農業水産課課長	岡崎	貴裕	君
局長補佐兼農業水産課課長補佐	松澤	一樹	君

午後 2 時01分開会

○議長（齋藤和子君） それでは、ただ今より令和 7 年第 2 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

当総会は、14 名の全委員が出席されておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 27 条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日は担当区域の推進委員にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。12 番朝倉直芳委員、13 番村越重芳委員以上のご両名によりよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 1、議案第 7 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 番案件及び 2 番案件を上程いたしますが、2 番案件が、出席委員の審議案件となることから、利害関係人になりますので、当該委員におかれましては、1 番案件の審議終了後、一時退席をお願いできればと思います。

1 番案件については、1 番石坂委員より、2 番案件については、7 番吉田委員より、報告をお願いいたします。なお、質疑は報告後に行います。

はじめに、1 番石坂委員より報告をお願いいたします。

○1 番（石坂豊治君） 議案第 7 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 番案件をご報告いたします。

令和 7 年 2 月 14 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 1 番案件について内容を説明～

申請地は、2 筆、いずれも畑、合計 2,720 m²でございます。

申請目的は、資材置場です。

農地区分は第 2 種農地、権利関係は賃借権の設定でございます。

土地利用につきましては、敷地内全面砂利敷、一部出入口のみコンクリート打とし、雨水処理につきましては、自然浸透処理とします。

隣接地への被害防除につきましては、鋼板横張と単管パイプにて土留めを新設する計画となります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請について、のうち1番案件を報告のとおり、許可相当として県知事に意見を送付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後2時05分休憩

（本人案件のため当該委員退室）

午後2時06分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請について、のうち2番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後に行います。

7番吉田委員より報告をお願いします。

○7番（吉田恵子君） 続いて、2番案件をご報告いたします。

令和7年2月17日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～2番案件について内容を説明～

申請地は、4筆、いずれも田、合計780㎡でございます。

申請目的は、自動車整備工場及び車両置場です。

農地区分は第2種農地、権利関係は所有権の移転でございます。

土地利用につきましては、自動車整備施設以外の敷地内を砕石敷きとし、雨水処理につきましては、自然浸透処理とします。

隣接地への被害防除につきましては、北側にCB2段とフェンスを新設する計画となります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君）　ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君）　今回、市街化調整区域に工場を建てる計画となっていることから、開発許可の対象に該当しております。都市計画法第 34 条に定める許可基準に該当する場合は、工場でも許可しうることとされており、本案は、都市計画法第 34 条第 1 項の基準に該当することから申請に至ったものとなります。なお、申請地に隣接した農地はございません。以上でございます。

○議長（齋藤和子君）　では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君）　「なし」と認め、採決をいたします。議案第 7 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、のうち 2 番案件を報告のとおり、許可相当として県知事に意見を送付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君）　「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

議事の都合上、暫時休憩いたします。

午後 2 時 09 分休憩

（当該委員入室）

午後 2 時 10 分再開

○議長（齋藤和子君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 2、議案第 8 号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく利用権の設定についてですが、1 番案件から 33 番案件までとなっております。

1 番案件については、区域 4 内田委員より、2 番案件から 7 番案件までについては、区域 5 平牧委員より、8 番案件から 15 番案件までについては、区域 4 内田委員より、16 番案件については、区域 2 生川委員より、17 番案件から 28 番案件までについては、区域 1 市川委員より、29 番案件から 33 番案件までについては、区域 2 生川委員より、報告をお願いいたしますが、12 番案件及び 25 番案件、そして、17 番案件及び 26 番案件から 28 番

案件までについても出席委員の審議案件となりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定により、議事に参与することができないことから、一時退席をお願いいたします。

今回、議事参与案件が 12 番案件、17 番案件、25 番案件、26 番案件から 28 番案件まで、と番号が飛んでいることから、先にまとめて、議事参与案件から採決を行いますので、一部、案件の番号順とならず、前後して進行しますが、よろしくお願いいたします。

はじめに、12 番案件及び 25 番案件を上程いたしますが、議事の都合上、暫時休憩いたします。

午後 2 時 12 分休憩

(本人案件のため当該委員退室)

午後 2 時 13 分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議案第 8 号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく利用権の設定について、12 番案件及び 25 番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後、行います。

12 番案件は、区域 4 内田委員より、25 番案件は、区域 1 市川委員より報告をお願いいたします。

はじめに、区域 4 内田委員より報告をお願いいたします。

○区域 4（内田信行君） 議案第 3 号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく利用権の設定についてのうち、12 番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を借り、第 3 者へ貸し付けるにあたり、神奈川県知事の同意を得た上で、茅ヶ崎市が農用地利用集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

12 番案件は、以前、審議いただいた権利設定の更新となっており、権利の存続期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとなります。

権利の種類は、賃借権でございます。以上です。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

続いて、区域 1 市川委員より報告をお願いいたします。

○区域１（市川芳男君） 続いて、25 番案件をご報告いたします。

25 番案件は、以前、審議いただいた権利設定の更新となっており、権利の存続期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとなります。

権利の種類は、使用貸借権でございます。以上です。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 8 号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく利用権の設定について、12 番案件及び 25 番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後 2 時15分休憩

（本人案件のため、当該委員入室、また、当該委員退室）

午後 2 時16分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議案第 8 号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく利用権の設定について、17 番案件及び、26 番案件から 28 番案件までを上程いたします。

なお、質疑は報告後、行います。

区域 1 市川委員より報告をお願いいたします。

○区域 1（市川芳男君） 続いて、17 番案件及び、26 番案件から 28 番案件まで一括してご報告いたします。

17 番案件は、以前、審議いただいた権利設定の更新となっており、権利の存続期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとなります。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

～26 番案件について内容を説明～

続いて、26 番案件の農地は、2 筆、いずれも現況田、合計 1,056 ㎡でございます。

権利の存続期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとなり、新たに 3 年間の設定を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

～27 番案件について内容を説明～

続いて、27 番案件の農地は、1 筆、現況田、836 ㎡でございます。

権利の存続期間、権利の種類は、26 番案件と同様です。

続いて、28 番案件は、以前、審議いただいた権利設定の更新となっており、権利の存続期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとなります。

権利の種類は、使用貸借権でございます。以上です。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 8 号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく利用権の設定について、17 番案件及び、26 番案件から 28 番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後 2 時 19 分休憩

（当該委員入室）

午後 2 時 20 分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議案第8号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定について、1番案件から11番案件まで、13番案件から16番案件まで、18番案件から24番案件まで、29番案件から33番案件までを上程いたします。

なお、質疑は報告後一括して行います。

1番案件については、区域4内田委員より、2番案件から7番案件までについては、区域5平牧委員より、8番案件から11番案件まで、及び13番案件から15番案件までについては、区域4内田委員より、16番案件については、区域2生川委員より、18番案件から24番案件までについては、区域1市川委員より、29番案件から33番案件までについては、区域2生川委員より、報告をお願いいたします

はじめに、区域4内田委員より報告をお願いいたします。

○区域4（内田信行君） 続いて、1番案件をご報告いたします。

1番案件は、以前、審議いただいた権利設定の更新となっており、権利の存続期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとなります。

権利の種類は、使用貸借権でございます。以上です。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に、区域5平牧委員より報告をお願いします。

○区域5（平牧直樹君） 続いて、2番から7番案件を一括してご報告いたします。

いずれの案件も、以前、審議いただいた権利設定の更新となっており、権利の存続期間は、2番及び3番案件は、令和7年4月1日から令和12年3月31日まで、4番から7番案件は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとなります。

権利の種類は、使用貸借権または賃借権でございます。以上です。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に、区域4内田委員より、報告をお願いします。

○区域4（内田信行君） 続いて、8番から11番案件及び、13番から15番案件を一括してご報告いたします。

～8番案件について内容を説明～

8番案件の農地は、15筆、いずれも現況畑、合計3,421㎡でございます。

権利の存続期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとなり、新たに3年間の設定を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

続いて、9 番案件は、以前、審議いただいた権利設定の更新となっており、権利の存続期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとなります。

権利の種類は、賃借権でございます。

～10 番案件について内容を説明～

続いて、10 番案件の農地は、1 筆、現況畑、829 m²でございます。

権利の存続期間、権利の種類は、8 番案件と同様です。

続いて、11 番案件は、以前、審議いただいた権利設定の更新となっており、権利の存続期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとなります。

権利の種類は、賃借権でございます。

続いて、13 番から 15 番案件は、以前、審議いただいた権利設定の更新となっており、権利の存続期間は、13 番案件が令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで、14 番、15 番案件は、令和 7 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日までとなります。

権利の種類は、賃借権または使用貸借権でございます。以上です。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

続いて、区域 2 生川委員より報告をお願いいたします。

○区域 2（生川仁君） 続いて、16 番案件をご報告いたします。

16 番案件は、以前、審議いただいた権利設定の更新となっており、権利の存続期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとなります。

権利の種類は、使用貸借権でございます。以上です。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

続いて、区域 1 市川委員より報告をお願いします。

○区域 1（市川芳男君） 続いて、18 番から 24 番案件を一括してご報告いたします。

18 番から 21 番案件は、以前、審議いただいた権利設定の更新となっており、権利の存続期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとなります。

権利の種類は、賃借権または使用貸借権でございます。

～22 番案件について内容を説明～

続いて、22 番案件の農地は、2 筆、現況田及び畑、合計 1,965 m²でございます。

権利の存続期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとなり、新たに 3 年間の設定を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

続いて、23 番案件は、以前、審議いただいた権利設定の更新となっており、権利の存続期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとなります。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

続いて、24 番案件は、以前、審議いただいた権利設定の更新となっており、権利の存続期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとなります。

権利の種類は、使用貸借権でございます。以上です。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

続いて、区域 2 生川委員より報告をお願いします。

○区域 2（生川仁君） 続いて、29 番から 33 番案件を一括してご報告いたします。

いずれの案件も、以前、審議いただいた権利設定の更新となっており、権利の存続期間は、29 番、30 番、32 番、33 番案件は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで、31 番案件は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までとなります。

権利の種類は、賃借権または使用貸借権でございます。以上です。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 8 号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく利用権の設定について、1 番案件から 11 番案件まで、13 番案件から 16 番案件まで、18 番案件から 24 番案件まで、29 番案件から 33 番案件までを報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 3、議案第 9 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1 番案件を上程いたします。

なお、質疑は報告後、一括して行います。

1 番石坂委員より報告をお願いいたします。

○1 番（石坂豊治君） 議案第 9 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、

1 番案件をご報告いたします。

～ 1 番案件について内容を説明～

本案は、被相続人が、令和 6 年 5 月 31 日にお亡くなりになりましたので、相続人から相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されたものでございます。

令和 7 年 2 月 14 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

相続人は、1 筆、2,617 m²について、相続税の納税猶予を受けたいというものでございます。

耕作状況につきましては、1 筆、畑、2,617 m²につきましては、ジャガイモ、ネギが作付けされていました。

農機具の保有状況につきましては、軽トラ、トラクター、耕運機、その他一式でございます。

労働力は、本人 41 歳、従事日数 150 日、兼業、配偶者 42 歳、従事日数 70 日、兼業、母 66 歳、従事日数 70 日、兼業、弟 38 歳、従事日数 200 日、兼業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 9 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1 番案件を報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程 4、議案第 10 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1 番案件及び 2 番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後に行います。

1 番石坂委員より報告をお願いいたします。

○1 番（石坂豊治君） 議案第 10 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願につい

て、1 番及び 2 番案件を一括してご報告いたします。

本案件につきましては、相続税の納税猶予を受けている者が納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

1 番案件をご報告します。

～ 1 番案件について内容を説明～

令和 7 年 2 月 14 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1 筆、畑、538 ㎡の内 441.64 ㎡につきましては、レタス、ブロッコリー、玉ねぎが作付け、ブドウが肥培管理されているほか、一部準備中でした。

労働力につきましては、本人 81 歳、従事日数 310 日、専業、配偶者 71 歳、従事日数 310 日、専業でございます。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、耕運機、乾燥機、軽トラックでございます。

続いて、2 番案件をご報告します。

～ 2 番案件について内容を説明～

令和 7 年 2 月 14 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

7 筆、いずれも畑、合計 5,266 ㎡につきましては、一体として利用され、ネギ、ジャガイモが作付けされているほか、準備中でした。

6 筆、いずれも現況畑、合計 1,265.28 ㎡につきましては、一体として利用されており、準備中でした。

労働力につきましては、本人 52 歳、従事日数 300 日、専業、配偶者 46 歳、従事日数 100 日、専業でございます。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、収穫機、テラー、その他一式でございます。

以上、農業経営されていると確認いたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第10号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件及び2番案件を報告のとおり、証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第5、議案第11号、相続税の納税猶予に係る現地調査結果について、1番案件から3番案件までを一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後行います。

1番案件については、1番石坂委員より、2番案件及び3番案件については、7番吉田委員より、報告をお願いいたしますが、1番案件が、出席委員の審議案件となりますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事に参与することができませんので、当該委員におかれましては、一時退席をお願いいたします。

議事の都合上、暫時休憩いたします。

午後2時33分休憩

（本人案件のため当該委員退室）

午後2時34分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議案第11号、相続税の納税猶予に係る現地調査結果について、のうち1番案件を上程いたします。

1番石坂委員より報告をお願いいたします。

○1番（石坂豊治君） 議案第11号、相続税の納税猶予に係る現地調査結果についてのうち、1番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、相続税の納税猶予を受けている者の申告期限からの営農期間が20年を迎える年に、納税猶予の特例を受けている農地等の確認を農業委員会が行い、利用状況を税務署に回答するものでございます。

～ 1 番案件について内容を説明～

令和 7 年 2 月 14 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

2 筆、いずれも現況畑、合計 1,587 m²につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、軽トラック、草刈機でございます。

労働力につきましては、本人 69 歳、従事日数 150 日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認しました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 11 号、相続税の納税猶予に係る現地調査結果について、1 番案件を報告のとおり、税務署に回答することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後 2 時 36 分休憩

（当該委員入室）

午後 2 時 37 分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議案第 11 号、相続税の納税猶予に係る現地調査結果について、のうち 2 番案件及び 3 番案件を上程いたします。

7 番吉田委員より報告をお願いいたします。

○7 番（吉田恵子君） 続いて、2 番及び 3 番案件を一括してご報告いたします。

2 番案件をご報告いたします。

～ 2 番案件について内容を説明～

令和 7 年 2 月 13 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

3 筆、いずれも現況田、合計 2,077 m²につきましては、準備中でした。

5 筆、いずれも現況畑、合計 2,982 m²につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、耕運機、刈払機、田植機、軽トラック、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人 67 歳、従事日数 330 日、専業、配偶者 59 歳、従事日数 200 日、専業、子 35 歳、従事日数 50 日、兼業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認しました。

続いて、3 番案件をご報告いたします。

～ 3 番案件について内容を説明～

令和 7 年 2 月 13 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1 筆、現況畑、2,010 m²につきましては、水菜、ケールが作付け、栗が肥培管理されているほか、一部準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、軽トラック、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人 71 歳、従事日数 300 日、専業、子 46 歳、従事日数 300 日、専業、子の配偶者 44 歳、従事日数 300 日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認しました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 11 号、相続税の納税猶予に係る現地調査結果について、2 番案件及び 3 番案件を報告のとおり、税務署に回答することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第6、議案第12号 賃借料の提供について、を上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

○局長補佐（松澤一樹君） 議案第12号、賃借料情報の提供について、ご説明いたします。

本件は、農地法第52条の規定に基づき、地域における賃借料の目安となるよう、農業委員会が実勢の賃借料情報を提供するものでございます。

賃借料情報につきましては、過去1年間分（令和6年1月1日から12月31日まで）の農地法第3条の許可案件や農用地利用集積計画などの賃借料から算出するものです。

本市における令和6年の「畑」の賃借料につきましては、昨年1年間における、利用権設定による賃借料データ34件を基に算出し、10アールあたり年額15,000円となっています。

次に、「田」の賃借料につきましては、賃借権の設定がありませんでしたので、該当無しとさせていただきます。

なお、賃借料情報につきましては、本日、この総会で、ご承認をいただければ農業委員会ホームページ等により提供していくことといたします。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第12号、賃借料情報の提供については、報告のとおり、情報提供することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第7、議案第13号、地域計画の意見聴取について、を上程いたします。

茅ヶ崎市農業水産課より説明をお願いいたします。

○農業水産課（松澤一樹君） 議案第13号、地域計画の意見聴取について、茅ヶ崎市農業水産課より、ご説明させていただきます。

本日は、お時間をいただき、農業経営基盤強化促進法に基づき、本市で策定する地域計画について、ご意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

なお、地域計画の策定にあたりましては、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項において、『地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聞かなければならない』と定められていることから、今回、意見聴取をさせていただくものです。

それでは、説明に入らせていただきます。

まず、地域計画の概要についてですが、昨年より、全国農業会議所、神奈川県農業会議の職員を招いて研修会等を実施されてきたとのことですので、ここでは簡単にご説明させていただきます。

地域計画は、農業者をはじめとする幅広い関係者による話し合いを踏まえて、地域における 10 年後の農業の将来の在り方や、その在り方に向けた農地利用の姿などを明確化し、公表するとともに、地域計画の達成に向けて、市・農業委員会を中心に、関係機関の連携協力で様々な取組みを推進し、目標地図で示された権利移動の具現化を図るものであり、令和 7 年 3 月末までに策定する必要があります。

地域計画は、平成 24 年度に策定した『人・農地プラン』を土台とすることになっていることから、『人・農地プラン』と同様に、市内を 4 地域、具体的には、小出地域、つるみね地域、赤羽根・小和田・菱沼地域、茅ヶ崎地域の 4 つに分けて、それぞれ地域計画を策定いたします。

地域計画を策定するにあたりましては、担い手へのアンケートや昨年の 7 月より、その 4 地域ごとに、農業者や関係機関の職員をまじえた、協議の場をそれぞれ 2 回開催し、ご意見をうかがってまいり、それらをまとめたものを、今回お示しするものです。

地域計画の概要につきましては、以上となります。

ここからは、各地域の地域計画についてご説明いたします。お配りした資料をご用意ください。

まず、小出地域から説明させていただきます。

資料は、4 つあるうちの、右上に「①」と記載されている資料をご覧ください。

資料は、計画部分と目標地図とで構成されております。これは、全 4 地域、同様の作りとなっております。

それでは、説明を進めさせていただきます。

最初に、「項番 1 地域における農業の将来の在り方」について、からご説明いたします。

（１）小出地域における地域計画の区域の状況ということで、小出地域では、8.92 ヘクタールの農地について、地域計画への同意をいただきました。

①～③につきましては、その 8.92 ヘクタールの内訳を表しており、④及び⑤については、現状では把握できないため 0 と記載しております。

次に、（２）地域農業の現状と課題、（３）地域における農業の将来の在り方については、協議の場に出た意見をもとに記入しております。

続いて、「項番 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」についてですが、（１）及び（３）につきましては、全 4 地域共通の方針・目標としており、（２）では、地域計画に同意していただいた、現状の集積率を記載しております。こちらの数字については、集積率が高く出ておりますが、項番 1（１）でご説明した「区域内の農用地等面積」である 8.92 ヘクタールのうち、認定農業者や認定新規就農等がどのくらい占めるかを表した数字となっており、同意していただいた地域内の面積を、小出地域の全農地面積で割ったものではございませんのでご注意ください。

また、その右隣にあります、将来の目標とする集積率につきましては、現在の集積率に 10%を加算した数字としております。

続いて、裏面に移りまして、「項番 3 農業者及び区域内の関係者が項番 2 の目標を達成するためとるべき必要な措置」についてですが、こちらも、先ほどと同様に、協議の場に出た意見をもとに記入しております。

続いて、「項番 4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）」につきましては、地域計画に同意していただいた方の氏名・名称、現状の経営面積や 10 年後の経営面積等について記載しております。

小出地域は、同意していただいた方が多いので、3 枚目の別紙資料に記載しております。なお、10 年後の経営面積については、現在の農地を、将来、違う担い手が耕作するということについて、地権者の同意がとれていないことから、現状の数値をそのままスライドさせております。

続いて、「項番 5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）」、1 つ飛ばして、「項番 7 基盤法第 22 条の 3 を活用する場合には、以下を記載してください。」につきましては、協議の場に置いても、特にご意見ございませんでしたので、空欄としております。

最後になりますが、「項番 6 目標地図」について説明いたします。

資料の最後に添付しております地図をご覧ください。こちらでは、さきほどご説明させ

ていただきました「項番４ 地域内の農業を担う者一覧」で記載された方がどこで耕作をするかを表したものとなっております。

今後引き続き、担い手や地権者に周知をしながら、地域計画へのご理解をいただき、担い手に集積・集約を行えるよう努めてまいり、地図の色付けも増やしていきたいと考えております。

小出地域についての説明は以上となります。

次に、つるみね地域についてご説明いたします。資料は、右上に「②」と記載されている資料をご覧ください。

同じ様式を使用しているため、項目ごとの詳細は同じ説明になりますことから省略させていただきますので、ご了承ください。

つるみね地域の特徴といたしましては、一部除いて、萩園地区が入っていないことが挙げられます。

萩園地区につきましては、２回協議の場を行ったのちに、萩園地区だけで協議の場を実施したのですが、意見がまとまらなかったことから、今回の計画には入らないということになりました。

また、地域計画は原則、市街化調整区域が対象となりますが、市街化区域でも、市街化調整区域の近くにある場合は、入ることができるとなっていることから、一部の地区の生産緑地が計画に入っております。

以上を踏まえて、ご説明をいたしますと、項番１の（１）の地域計画の区域の状況は表のとおりとなっており、5.5ヘクタールの農地について同意をいただいております。（２）及び（３）については、小出地域と同様、協議の場に出た意見をもとに記載しております。

続いて、項番２についてですが、（１）及び（３）につきましては、全４地域共通の方針・目標としており、（２）の現状の集積率、目標集積率につきましては表のとおりとなります。

ページ変わりました、項番３につきましては、こちらも小出地域同様、協議の場に出た意見をもとに記載しております。

項番４の、つるみね地域の農業を担う者の一覧については、表のとおりとなります。

項番５及び項番７については、協議の場に置いても、特にご意見ございませんでしたので、空欄としております。

項番６の目標地図につきましては、最後に添付いたしました資料のとおりとなっております。

ます。

萩園地区は、同意をいただいていないことにより、一部、黄色に着色されているところ以外は、赤色の太線で囲われておりませんので、今回の地域計画には入っていないことを表しています。

つるみね地域についての説明は以上となります。

続いて、赤羽根・小和田・菱沼地域についてご説明いたします。

資料は、右上に「③」と記載されている資料をご覧ください。

こちら、同じ様式を使用しているため、詳細は同じ説明になりますことから省略させていただきます。

赤羽根・小和田・菱沼地域の特徴といたしましては、赤羽根地区以外に市街化調整区域がないこと、また、他地区であるような生産緑地を所有されている方の同意もありませんでしたので、実質、赤羽根地区のみの計画となります。

項番１の（１）の地域計画の区域の状況は表のとおりとなっており、2.35ヘクタールの農地について同意をいただいております。（２）及び（３）については、先ほどの２地域と同様、協議の場に出た意見をもとに記載しております。

続いて、項番２についてですが、（１）及び（３）につきましては、全４地域共通の方針・目標としており、（２）の現状の集積率、目標集積率につきましては表のとおりとなります。

項番３の（１）から（５）まで、及び任意記載事項につきましても、協議の場に出た意見をもとに記載しております。

項番４の、農業を担う者の一覧については、表のとおりとなります。

項番５及び項番７については、これまでご説明させていただいた２地域と同様、協議の場に置いても、特にご意見ございませんでしたので、空欄としております。

項番６の目標地図につきましては、最後の資料となっており、赤羽根地区が主な地域となっていることが分かるかと思えます。

赤羽根・小和田・菱沼地域についての説明は以上となります。

最後に、茅ヶ崎地域についてご説明いたします。

資料は、右上に「④」と記載されている資料をご覧ください。

こちら、ほかの地区と同様、同じ様式を使用しているため、詳細は同じ説明になりますことから省略させていただきます。

まず、茅ヶ崎地域の特徴といたしましては、生産緑地を所有されている方の同意がほかの地域よりも多いことが挙げられます。

項番１の（１）の地域計画の区域の状況は表のとおりとなり、1.55ヘクタールの農地について同意をいただいております。（２）及び（３）については、他の地域と同様、協議の場に出た意見をもとに記載しております。

続いて、項番２についてですが、（１）及び（３）につきましては、全４地域共通の方針・目標としており、（２）の現状の集積率、目標集積率につきましては表のとおりとなります。

ページ変わりまして、項番３の（１）から（５）まで、及び任意記載事項につきましても、協議の場に出た意見をもとに記載しております。

項番４の、農業を担う者の一覧については、表のとおりとなります。

項番５及び項番７については、これまでご説明させていただいた３地域と同様、協議の場に置いても、特にご意見ございませんでしたので、空欄としております。

項番６の目標地図につきましては、最後の資料のとおりとなっております。

地域ごとの説明は以上となります。

地域計画は、既に策定しております『農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想』に即する必要があることから、『農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想』の見直しと同様におおむね５年ごとに見直しの検討を行う必要があります。

一方で、例えば、目標地図の策定後に、新規就農者が新たに農業を行う場合や、道路などの公共用地や農業振興を図るために必要な施設用地に供するため農地転用の必要が生じた場合等、情勢の推移に応じて、地域計画の変更を検討してまいりたいと考えております。

見直す際には、改めて皆様へ、今回同様にご説明をさせていただければと考えております。

地域計画の策定についての説明は以上となります。

ご意見を賜りたく存じますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤和子君） 茅ヶ崎市農業水産課からの説明が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご意見ご質問ございますか。

○12番（朝倉直芳君） 地域計画について、地権者が、地域計画についてどこまで理解されているか、また、周知がどこまでされているかが一番重要なことだと思います。

○農業水産課（松澤一樹君） 周知につきましては、協議の場を開催するに当たり、生産

組合長さん宛に回覧を回して出席していただけるようお願いをしたところですが、その周知が行き届かなかったということは、今後における地域計画を周知させるにはどのようにしていかなければならないかということとして、行政としての今後の課題と思っています。市としては、農業委員さんや農地利用最適化推進委員さんと協力、連携して、引き続き、地域計画の周知に努めて参りたいと思いますし、また、地域計画に積極的な市町村などの参考事例を取り入れながら進めていきたいと考えています。

○13 番（村越重芳君） 農業について 10 年後を見据えてという地域計画についての周知と言っても、農業を専業にしている方は別にして、地域計画の勉強会には出席しないし、地域計画って何なのと思っている方がおられるのが現状です。その方々の中には、現状が維持できれば良いと思う方や自分で農業を行おうと思わない方がいます。そのことから、利用権の制度を周知、活用して農地が残るようにしていくのが良いと思いますが、どこまで農地が残るのかとの心配があります。

○局長補佐（松澤一樹君） 3 年から 5 年の間で農地台帳の更新、整備をする事業を行っており、市内の全農地について、所有者の方を対象として、今後、所有している農地をどうしていきますかというアンケートも取っていますので、今後において、事業を行うに当たっては、地域計画のあり方やご自身で利用されないのであれば、農地バンクに貸していただけないでしょうかといった周知をしていきたいと考えています。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 13 号、地域計画の意見聴取については、説明のとおり計画を策定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 8、報告第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の取下げ届出の報告について、日程第 9、報告第 6 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、及び、日程第 10、報告第 7 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、を一括して上程いたします。

事務局より報告をお願いいたします。

○局長補佐（松澤一樹君） 報告第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の取下げの

届出の報告について、ご説明いたします。

本件につきましては、令和6年第9回総会において承認をいただき、神奈川県知事に許可相当として意見進達した案件でございます。

申請目的は、分家住宅でございました。

開発行為がともなうことから、農地法の手続きと同時に、都市計画法に係る手続きを進めていましたが、そちらの手続きにおいて、必要な書類が整わないため、令和7年2月12日に取下げの届出が提出されたものでございます。

続きまして、報告第6号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用の届出でございます。1番案件から4番案件まででございます。

転用の目的といたしましては、住宅敷地、共同住宅敷地、道路敷地となっています。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第7号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用の届出でございます。1番案件から8番案件まででございます。

転用の目的といたしましては、いずれも住宅敷地となっています。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

事務局からの報告は以上となります。

○議長（齋藤和子君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をおうかがいいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） ご質問がないようですので、報告第5号、農地法第5条の規定による許可申請の取下げ届出の報告について、報告第6号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、及び報告第7号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についての報告を終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお

礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和7年第2回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後3時21分閉会

ここに会議の顚末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員